

別紙第 2 勸 告

本委員会は、報告に述べた見解に基づき、職員の給与に関する条例(昭和 27 年茨城県条例第 9 号)、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 15 年茨城県条例第 6 号)、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成 13 年茨城県条例第 9 号)及び地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和 4 年茨城県条例第 34 号)を次のとおり改正するよう勧告する。

I 令和 6 年 4 月の公民較差等に基づく給与改定のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当

(ア) 医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科師に対する支給月額を国に準じて改定すること。

(イ) 医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員の職にあるものに対する支給月額の限度を 51,600 円とすること。

イ 寒冷地手当

支給月額について、人事院勧告に準じて改定すること。

ウ 期末手当及び勤勉手当

(ア) 令和 6 年 12 月期の支給割合

a b 及び c 以外の職員

期末手当の支給割合を 1.275 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.7125 月分)とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.5125 月分)とすること。

b 特定幹部職員

期末手当の支給割合を 1.075 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6125 月分)とし、勤勉手当の支給割合を 1.275 月分(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、0.6125 月分)とすること。

- c 医療大学の学長の職にある職員
期末手当の支給割合を 0.675 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分とすること。
- (イ) 令和 7 年 6 月期以降の支給割合
 - a b 及び c 以外の職員
6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.25 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.7 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.5 月分）とすること。
 - b 特定幹部職員
6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.05 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.6 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.25 月分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、それぞれ 0.6 月分）とすること。
 - c 医療大学の学長の職にある職員
6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.6625 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.0625 月分とすること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の令和 6 年 12 月期の期末手当

期末手当の支給割合を 1.75 月分とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 3 のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和 6 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.75 月分とすること。

イ 令和 7 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.725

月分とすること。

Ⅱ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

I の 1 の (1) による改定後の給料表を別記第 4 のとおり改定すること。

新給料表への切替えは、別記第 5 の切替要領によること。

(2) 昇給制度

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が特 7 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の昇給は、職員の給与に関する条例第 6 条第 5 項に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(3) 諸手当

ア 扶養手当

- (ア) 配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子がいる場合にあつては、職員の給与に関する条例第 10 条第 4 項の規定により加算される前の額）を 1 人につき 13,000 円とすること。
- (イ) 扶養手当の支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項を定める規定について、所要の措置を講ずること。

イ 地域手当

- (ア) 茨城県内を支給地域とする地域手当の支給割合を 100 分の 6 とすること。
- (イ) 人事委員会規則で定める地域の地域手当の支給割合を、次に掲げる級地の区分に応じ、それぞれ次に定める割合とすること。
 - a 1 級地 100 分の 20
 - b 2 級地 100 分の 16
 - c 3 級地 100 分の 12
 - d 4 級地 100 分の 8
 - e 5 級地 100 分の 4

ウ 通勤手当について

1 箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び新幹線鉄道等に係る通勤手当の額を合算した額の限度を 150,000 円とすること。

エ 単身赴任手当

新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが人事委員会規則で定める基準に照らして困難であるものに対し、単身赴任手当を支給すること。

オ 管理職員特別勤務手当

(ア) 管理職員又は医療大学の学長の職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

(イ) (ア)の管理職員特別勤務手当の額は、(ア)による勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（その勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に 100 分の 150 を乗じて得た額）とすること。

カ 定年前再任用短時間勤務職員の諸手当

職員の給与に関する条例第 11 条の 3 の規定による地域手当、住居手当、寒冷地手当、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当を支給すること。

2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 特定任期付職員の特別給

ア 勤勉手当を支給すること。

イ 6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.95 月分とすること。

ウ 6 月及び 12 月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に 100 分の 87.5 を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。

エ 特定任期付職員業績手当を廃止すること。

(2) 特定任期付職員の管理職員特別勤務手当

ア 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

イ アの管理職員特別勤務手当の額は、アによる勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（その勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に 100 分の 150 を乗じて得た額）とすること。

3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

任期付研究員（招へい型）の管理職員特別勤務手当について、上記 2 の (2) のとおり改定すること。

4 地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の改正

暫定再任用職員に対して、職員の給与に関する条例第 11 条の 3 の規定による地域手当、住居手当、寒冷地手当、特地勤務手当及び特種勤務手当に準ずる手当を支給すること。

Ⅲ 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和 6 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、Ⅰの 1 の (2) のウの (イ) 及び 3 の (2) のイ、Ⅱ並びにⅢの 2 の (1) 及び (2) については令和 7 年 4 月 1 日から実施すること。

2 経過措置等

(1) 扶養手当の月額等の特例措置

ア 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が特 7 級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は 3,000 円とすること。

イ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、職員の給与に関する条例第10条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき11,500円とすること。

(2) 差額の支給

ア IIの1の(1)の改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）における給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しない職員に対しては、その者の受ける給料月額が同日に受けていた給料月額（給料表の適用を異にして異動した場合その他の人事委員会の定める事由に該当する場合にあっては、人事委員会の定める額。以下「切替前給料月額」という。）に達するまでの間、切替前給料月額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額を支給すること。切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情を考慮して上記の差額に相当する額の支給を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員についても、これに準じて差額に相当する額を支給すること。

イ アの差額に相当する額は、職員の給与に関する条例の規定の適用について、同条例に規定する給料に含まれるものとする。

(3) その他所要の措置

(1) 及び (2) に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。